

第102回定時株主総会招集ご通知に際しての 電子提供措置事項（交付書面省略事項）

第102期（2025年4月1日～2026年3月31日）

業務の適正を確保するための
体制および当該体制の運用状況

会社の支配に関する基本方針

連結計算書類の連結注記表

計算書類の個別注記表

中部鋼鉄株式会社

上記事項につきましては、法令および当社定款第18条の規定にもとづき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しております。

業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は、「業務の適正を確保するための体制」として取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

① 当社および子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ア. 当社および当社グループの全役職員の行動規範として「コンプライアンス規程」を制定し、その実践と徹底を通じて適切な業務運営とコンプライアンス重視の企業風土づくりに努める。
- イ. 当社は、当社および当社グループのコンプライアンス経営を推進させるためリスク・コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに関わるモニタリングならびに社員啓蒙活動を行う。なお、重要事項については常勤の役員で構成する会議および取締役会に報告する。
- ウ. 当社および当社グループは「内部通報制度」を制定し、継続的かつ安定的に発展する上でその妨げとなる法令違反や社内不正などを防止し、または早期発見して是正する。
- エ. 内部監査室は、当社および当社グループのコンプライアンスの状況を定期的に監査し、常勤の役員で構成する会議ならびに監査等委員会に報告する。
- オ. 当社および当社グループは、健全な会社経営のため、反社会的勢力とは決して関わりを持たず、また、不当な要求に対しては組織全体として毅然とした対応をとる。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役は社内規程に基づき、各種会議の議事録を作成するとともに重要な職務の執行および決裁に係る情報の保存・管理を文書管理規程に基づき実施する。また、監査等委員会の求めに応じ常時閲覧できる体制とする。

③ 当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ア. 当社は、当社および当社グループのリスク管理について定めるリスクマネジメント規程に基づきリスク・コンプライアンス委員会および品質、環境、防災、安全衛生に係るリスクを担当する各委員会を設置し、グループ全体のリスクマネジメントの実践を通じ、事業の継続・安定的な発展を図っていく。
- イ. 取締役は管掌または担当部門を指揮し、想定されるリスクに対し必要に応じて社内規程等を作成・配布し、教育および内部監査を実施することにより、損失の危険を予防・回避する。
- ウ. 取締役は重大な損失の危険に際しては、速やかに常勤の役員で構成する会議および取締役会ならびに監査等委員会に報告し、対処する。

④ 当社および子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ア. 重要な経営事項に関しては、常勤の役員で構成する会議で審議する。
- イ. 取締役会は代表取締役およびその他の業務執行を担当する取締役の職務分担に基づき、その業務の執行を行わせる。
- ウ. 当社および当社グループは経営計画を策定し、常勤の役員で構成する会議および取締役会において定期的にその進捗状況の確認を行うとともに、経営環境の変化に対応するために、必要に応じてその見直しを行う。
- エ. 監査等委員は必要に応じて各種の重要な会議に出席し意見を述べる。
- オ. 当社は子会社管理の基本方針等について定めた関係会社管理規程を制定し、グループ経営の適正かつ効率的な運営を行う。

⑤ 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制ならびにその他の当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ア. 当社は関係会社管理規程に基づき、子会社の経営内容やその他の重要な情報について、定期的に報告を受ける。
- イ. 当社から子会社の取締役および監査役を派遣し、取締役は子会社の取締役の職務執行を監視・監督する。また、社内規程に基づき、子会社所管部門が管理・監督を行う。
- ウ. 子会社は夫々の規模、事業の性質、機関の設計その他会社の個性および特質を踏まえた内部統制システムを整備する。
- エ. グループ間の取引等においては、法令その他社会規範に照らし適切に運用する。
- オ. 財務報告の適正性を確保するための体制の整備、構築を図る。

⑥ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびに当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ア. 監査等委員会から求められた場合には、取締役は補助する使用人を指名する。
- イ. 前項の具体的な内容は、監査等委員会の意見を聴取し、職務内容を十分に考慮した上で決定する。
- ウ. 当該使用人の人事・業務評価に際しては、監査等委員会の同意を得ることとする。
- エ. 当該使用人は監査等委員会の職務を補助する業務に関し、監査等委員会の指揮命令下に置くものとする。

⑦ 当社および子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

- ア. 当社および当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人は、下記の事項について監査等委員会において報告する。また、監査等委員会の求めに応じて随時報告する。
- ・ 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実
 - ・ 取締役および使用人の職務遂行に関して不正行為、法令・定款に違反する重大な事実が発生するおそれもしくは発生した場合はその事実
- イ. 当社および当社グループは、前号に従い監査等委員会への報告を行った役職員に対して、不利益な取扱いを行うことを禁じる。

⑧ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ア. 監査等委員と代表取締役、会計監査人は定期的に会合を持ち、監査上の重要課題等について意見交換を行う。また、重要事項につき、監査等委員が適宜意見を述べる機会を確保する。
- イ. 当社は、監査等委員が職務を執行するための費用等について、毎年予算を設けるものとする。
- ウ. 当社は、監査等委員がその職務の執行について必要な費用の前払い等の請求をしたときは、速やかに当該費用等を処理する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

なお、当社は2021年6月25日付で監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行し、取締役会の監督機能の強化、迅速な意思決定の実現など、コーポレート・ガバナンス体制の強化を図っております。

① コンプライアンス

当社は、当社グループにおけるコンプライアンス体制の基礎となる「中部鋼鉄グループ行動規範」を定めるとともに、当社および当社グループのコンプライアンス経営を推進させるため「リスク・コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンスに関わるモニタリングならびに社員啓蒙活動を行っております。

また、当社および当社グループの全役職員の行動規範を具体化した「コンプライアンス規程」の周知徹底を通じて、グループ全体における健全かつ適切な業務運営に努めております。さらに、社員啓蒙活動の一環として「コンプライアンスニュース」を発行するとともに、役職員への社内研修を通してコンプライアンス意識・知識向上および違反予防等を図っております。

また、当社および当社グループは不正の早期発見と不祥事等の未然防止を目的とした「内部通報制度」を制定・整備し、社内外に相談・通報窓口を設け内部監査室が適切に運用するとともに、その仕組みおよび制度について業務週報に掲載し、定期的に役職員に周知しております。

② リスク管理体制

当社は、「リスクマネジメント規程」に基づき、当社および当社グループが被る損失または不利益を最小限とするために、製品・サービスの品質確保、安全性の確保、環境の維持・向上、廃棄物の適正管理を経営上の最優先事項としており、それらに対応するリスクの種類ごとに関連するマネジメントシステムを整備し、運用しております。

特に当社においては、「リスク・コンプライアンス委員会」および品質、環境、防災、安全衛生に係る各委員会を設置し、グループ全体のリスクマネジメントの実践を通じ、事業の継続・安定的な発展を図っております。品質・環境については、それぞれに関連する国際規格（ISO9001,ISO14001）を取得し、マネジメントレビューを通じて社内体制の監査を実施するとともに改善につなげております。防災・安全については、「防災管理委員会」において防災訓練や防火設備点検等を計画・実施し、また「中央安全衛生委員会」において安全状況報告や各種の安全衛生推進対策等を検討・実施しております。

なお、重要なリスクの発生が懸念される場合には、必要に応じて、可及的速やかに常勤役員会を開催し審議する旨を取り決め、さらに重要度に応じて取締役会に付議する体制を整備しております。

③ 取締役の職務執行体制

「取締役会規則」および「職務権限規程」において取締役会における決議事項を明確化し、取締役会は法令および定款に定められた事項や当社および当社グループの重要事項等について適正に意思決定を行っております。また、業務項目ごとにその規模、性質、金額に応じて一定の基準を設け、その決定を経営陣に委任しているほか、会社法の規定に基づき、重要な業務執行の決定の一部について代表取締役委任することとしております。取締役会は迅速かつ的確な経営判断を行うため、原則月1回の定例取締役会のほか必要に応じて機動的に開催し、対応すべき経営課題に関する重要事項を決定するとともに、取締役の業務執行や経営計画の進捗を監督しております。

④ 監査等委員会の監査体制

監査等委員会は原則月1回開催するほか、必要に応じて機動的に開催しております。監査等委員会が定めた監査方針および監査計画などに基づき、監査等委員である社外取締役は取締役会等への出席を通して経営の監督を行っております。また、監査等委員会において内部監査室からの報告を受け、監査結果や実施状況に対する情報共有および意見交換による連携を図っております。加えて、会計監査人の監査計画や監査結果の説明を受けるほか、会計監査人との定期的会合等を通じ、意見交換を行っております。

⑤ 当社グループにおける業務の適正の確保

当社は、「関係会社管理規程」に基づき、子会社から経営内容やその他重要な情報に関する報告を受け、当社取締役会において定期的に報告することで子会社の業務執行を管理しております。また、当社内部監査室は年度計画に基づき、子会社の内部統制システム整備状況の評価ならびに業務執行状況に関する内部監査を実施し、業務の適正性を確認しております。

会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容の概要

当社取締役会は、上場会社として当社株式の自由な売買が認められている以上、当社取締役会の賛同を得ずに行われる、いわゆる「敵対的買収」であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買収提案に応じるかどうかの判断も、最終的には株主の皆様の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、当社および当社グループの経営にあたっては電炉厚板製造に係わる高い技術力と幅広いノウハウ、豊富な経験、ならびに顧客・取引先および従業員等のステークホルダーとの間に長年にわたって築いてきた緊密な関係等への十分な理解と配慮が不可欠であり、これらに関する十分な理解がなくては、将来実現することのできる株主価値を適正に判断することはできないものと考えております。

当社としては、当社株式に対する大規模買付が行われようとした際に、株主の皆様当該大規模買付に応じるべきか否かをご判断いただくために、買付を行おうとする者からの必要十分な情報の提供と、当社取締役会による評価を行うべき期間が与えられるようにしたうえで、株主の皆様が熟慮に基づいた判断を行うことができるような体制を確保するとともに、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう大規模買付行為に対しては、必要かつ相当の対抗措置を講ずることが、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に資するものと考えております。

(2) 基本方針実現のための取組みの概要

① 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、国内唯一の電炉厚板専門メーカーとして、国内希少備蓄資源のひとつである鉄スクラップを主原料に、長年にわたり培ってきた高度な操業技術で、一般的に高炉品種とされている厚板製造を、電炉操業により可能にすることで、環境負荷の軽減、循環型社会の発展に貢献しています。また、短納期、小ロット、多品種生産を可能とする電炉の特性を活かし、高炉を補完するかたちで市場における需要家ニーズに応え続けており、当社のオリジナル製品である被削性改良鋼板やレーザー切断用鋼板は、市場においてその性能に高い評価を受けております。さらに、営業面においては、受注生産体制に徹することで、受注した製品をタイムリーに生産出荷することができ、需要家との間で堅い信頼関係が構築され、安定受注が維持されています。

また、当社経営と従業員との関係についても、「人を基本とする経営の実践」という経営理念に支えられた極めて良好な関係にあり、企業価値形成の源泉になっております。

② 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、2024年5月21日開催の取締役会において、買付を行おうとする者が具体的買付行為を行う前に経るべき手続を示した「当社株式の大規模買付行為への対応方針（買収への対応方針）」の継続を決議し、同年6月25日開催の第100回定時株主総会において、株主の皆様のご了承をいただきました。本対応方針は、当社取締役会が代替案を含め買収提案を検討するために必要十分な情報と相当な期間を確保することにより、株主の皆様が買収提案に関し、熟慮に基づいた判断を行えるようにすること、加えて、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を毀損することとなる悪質な株式等の大量買付を阻止することを目的としております。

議決権割合が20%以上となる当社株式等の買付を行おうとする者（大規模買付者）が、当社を設定する大規模買付ルールを順守しない場合、当社取締役会は、社外役員または社外有識者から構成される独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当てなどの対抗措置をとります。

大規模買付者が大規模買付ルールを順守した場合は、取締役会が仮に大規模買付行為に反対であったとしても、反対意見の表明、代替案の提示等を行う可能性は排除しないものの、原則として対抗措置は講じません。大規模買付行為の提案に応じるか否かは株主の皆様が、ご判断いただくこととなります。

ただし、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が結果として当社グループに回復し難い損害をもたらすなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと当社取締役会が判断する場合には、当社取締役会は、新株予約権の無償割当てなどの対抗措置を発動するか否かについて株主の皆様意思を確認するために株主総会を開催するものとします。

なお、本対応方針の有効期間は、当社第100回定時株主総会后3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。ただし、有効期間の満了前であっても、株主総会または取締役会により本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で廃止されるものとしております。

また、当社は、本対応方針の変更を行うことがあります。その場合には、その内容について、適時適切な開示を行います。

(3) 具体的取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

上記の取組みは、以下の理由により上記(1)の基本方針の実現に沿い、当社グループの企業価値・株主共同の利益を確保・向上させるための方策であり、また当社社員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

① 企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を目的としていること

本対応方針は、大規模買付行為を受け入れるか否かが最終的には株主の皆様の判断に委ねられるべきことを大原則としつつ、株主の皆様の共同の利益を守るために、大規模買付者から必要な情報の提供を受け、当社取締役会がその評価を行うための時間が与えられたうえで、株主の皆様が熟慮に基づいたご判断を行うことができるような体制を確保することを目的としています。

② 買収への対応方針に関する指針等の趣旨を踏まえたものであること

本対応方針は、経済産業省および法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値ひいては株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（①企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性の原則）に準拠しており、また、経済産業省が2023年8月31日に発表した「企業買収における行動指針」の内容を踏まえたものとなっております。

③ 株主意思を重視するものであること

本対応方針の継続は当社株主の皆様の承認を条件としており、当社取締役会は単独で本対応方針の発効・延長を行うことはできません。また本対応方針の有効期間中であっても、株主総会において本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合または当社取締役会により本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合は、その時点で廃止されるものです。また、大規模買付ルールを遵守した大規模買付者に対して対抗措置を発動する場合、株主意思確認総会を開催することとしており、株主の皆様のご意思が反映される仕組みとしています。

④ 独立性の高い社外者の判断の重視

本対応方針の運用に際し、当社取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の合理性・公正性を担保するため、当社経営陣から独立した地位を有する独立委員会を設置することとしています。当社取締役会は、本対応方針に係る重要な判断に際しては、同委員会の勧告を最大限尊重するものとしています。また、同委員会は当社の費用において必要に応じて外部専門家等の助言を得ることができるものとされており、同委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっております。

⑤ 合理的な客観的要件の設定

本対応方針は、当社取締役会が対抗措置を発動する場合を詳細に設定しており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

(注) 本事業報告中の記載数字は、金額については表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

子会社は、全て連結しております。

連結子会社の数…………… 4社（明德産業株式会社、シーケー商事株式会社、シーケークリーンアド株式会社、シーケー物流株式会社）

(2) 持分法の適用に関する事項

該当する会社はありません。

(3) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの
時価法を採用しております。

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法を採用しております。

(ロ) 棚卸資産

主として原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。
評価方法は主として移動平均法を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却方法

(イ) 有形固定資産

（リース資産を除く）

定額法を採用し、国内連結子会社は、定率法（但し、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法）を採用しております。

(ロ) 無形固定資産

（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

- (ハ) リース資産 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっております。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する定額法によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

- (イ) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- (ロ) 賞与引当金 従業員賞与の支出に充てるため、実際支給額を予想して、その当連結会計年度負担額を計上しております。
- (ハ) 役員賞与引当金 連結子会社は役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う額を計上しております。
- (ニ) 役員退職慰労引当金 連結子会社は役員退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

④ 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。なお、顧客への製品の販売における当社連結子会社の役割が代理人に該当すると判断したのものについては、顧客から受け取る対価の総額から第三者に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識しております。

- (イ) 鉄鋼関連事業 主原料の鉄スクラップを仕入れ、電気炉による厚板鉄鋼製品の製造、販売をしております。鉄鋼関連事業については、出荷時から製品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の期間であるため、出荷時点で収益を認識しております。取引の対価は、履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

- (ロ) レンタル事業 業務用厨房向グリスフィルターのレンタル、ダクト・グリストラップ清掃事業及び広告看板事業を行っております。レンタル事業については、顧客に商品及び製品をそれぞれ引き渡した時点で収益を認識しております。取引の対価は、履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。
- (ハ) 物流事業 運送・荷役事業と危険物倉庫事業を行っております。運送・荷役事業については、サービスの提供をそれぞれ完了した時点で収益を認識しております。また、危険物倉庫事業において、保管物等の引き渡し等により履行義務が一時点で充足されると定められている場合には、作業の完了及び保管物等を引き渡した時点で収益を認識しております。取引の対価は、履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。
- (二) エンジニアリング事業 鉄鋼関連設備を中心とするプラントの設計・施工及び設備保全に関するエンジニアリング事業を行っております。エンジニアリング事業については、主として履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき一定の期間にわたり収益を認識しております。取引の対価は、主として履行義務の充足とは別に契約期間中に段階的に受領するとともに、残額については履行義務を全て充足したのち一定期間経過後に受領しております。一定の期間にわたり充足する履行義務については、収益を認識するために、原価に基づくインプット法を使用しております。取引の対価は、履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

⑤ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

- (イ) 退職給付に係る会計処理の方法 退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- 数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生した翌連結会計年度から費用処理することとしております。
- 未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。
- 連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用しております。
- (ロ) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準 外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
- (ハ) のれんの償却方法及び償却期間 5年間の定額法により償却しております。

2. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント				合計
	鉄鋼関連事業	レンタル事業	物流事業	エンジニアリング事業	
売上高					
顧客との契約から生じる収益	48,346	785	503	1,468	51,103
その他の収益	—	—	—	—	—
外部顧客に対する売上高	48,346	785	503	1,468	51,103

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (3) 会計方針に関する事項 ④ 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	10,313
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	16,081
契約負債（期首残高）	24
契約負債（期末残高）	4

契約負債は主に鉄鋼関連事業及びレンタル事業の顧客からの前受金であり、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた額は24百万円あります。

3. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

棚卸資産	10,711百万円
------	-----------

当社グループは、収益性の低下により棚卸資産の期末における正味売却価額が帳簿価額を下回っている場合に、当該正味売却価額をもって連結貸借対照表価額とし、帳簿価額との差額を棚卸資産評価損として当期の費用に計上しております。また、営業循環過程から外れた滞留在庫について、合理的に算定された価額によることが困難な場合には、帳簿価額を期末日時点の再調達原価まで切り下げの方法により、収益性の低下の事実を適切に反映しております。

連結貸借対照表の棚卸資産は収益性の低下に基づく棚卸資産評価損384百万円を差し引いて計上しております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、見直しが必要となった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、棚卸資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 顧客との契約から生じた債権の残高

受取手形	62百万円
売掛金	13,258百万円

(2) 流動負債「その他」のうち、契約負債の残高

4百万円

(3) 固定資産の減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額	60,752百万円
投資その他の資産のその他の減価償却累計額	35百万円

(4) 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産	
建物及び構築物	4,770百万円
機械及び装置	12,084百万円
土地	686百万円
計	<u>17,540百万円</u>

当連結会計年度末日において、担保に係る債務はありません。

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	28,000,000	—	—	28,000,000
合計	28,000,000	—	—	28,000,000
自己株式				
普通株式	917,716	—	9,038	908,678
合計	917,716	—	9,038	908,678

(注) 普通株式の自己株式の株式数の減少9,038株は、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分によるものであります。

(2) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年6月25日 定時株主総会	普通株式	1,381	51.00	2025年3月31日	2025年6月26日
2025年10月30日 取締役会	普通株式	1,354	50.00	2025年9月30日	2025年12月1日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの (予定)

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2026年6月25日 定時株主総会	普通株式	1,462	利益剰余金	54.00	2026年3月31日	2026年6月26日

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、設備投資計画に基づき、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。一方、余資は安全性の高い金融資産（主に債券）で運用しており、短期的な余資については主に定期預金で運用しております。売掛金に係る顧客リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また有価証券及び投資有価証券は主として株式及び債券であり、毎月時価の把握を行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
① 有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	16,282	16,282	—
資産計	16,282	16,282	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

- ※1 「現金及び預金」「受取手形及び売掛金」「電子記録債権」「支払手形及び買掛金」「電子記録債務」「未払金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。
- ※2 「有価証券」のうち、コマーシャル・ペーパー及び金銭信託については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。
- ※3 投資信託について、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、投資信託の基準価額を時価とみなしてあり、当該投資信託が含まれております。

(注2) 市場価格のない株式等は、「① 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	63

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券				
株式	5,165	0	—	5,166
債券	—	11,112	—	11,112
投資信託	—	2	—	2
資産計	5,165	11,116	—	16,282

② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

該当事項はありません。

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式及び債券は相場価格を用いて評価しております。活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に上場株式がこれに含まれます。公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に債券と基準価額を時価とみなしている投資信託がこれに含まれます。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
固定資産未実現利益	65百万円
未払事業税	8百万円
賞与引当金	112百万円
退職給付に係る負債	△108百万円
減価償却超過額	58百万円
投資有価証券評価損	205百万円
その他	200百万円
繰延税金資産小計	542百万円
評価性引当額	△237百万円
繰延税金資産合計	305百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△872百万円
退職給付に係る資産	△101百万円
未収事業税	10百万円
繰延税金負債合計	△963百万円
繰延税金負債の純額	△658百万円

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 2,767円08銭

(2) 1株当たり当期純利益 47円08銭

算定上の基礎は次のとおりであります。

親会社株主に帰属する当期純利益	1,275百万円
普通株主に帰属しない金額	一百万円
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益	1,275百万円
普通株式の期中平均株式数	27,088,541株

9. 重要な後発事象に関する注記

当社は、2026年5月12日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式を取得することを決議しました。

(1) 自己株式の取得を行う理由

当社は2026年2月3日、資本効率と企業価値の向上を図るため、余裕資本の一部を株主還元を活用することにより、2027年度末を目途に連結自己資本を700億円程度（2026年3月末連結自己資本749億円）まで引き下げる方針を決定いたしました。

この方針に基づき自己株式の取得を実施することで、株主価値の一層の向上を図るとともに、最適資本構成の実現を推進してまいります。

(2) 取得に係る事項の内容

取得する株式の種類	当社普通株式
取得する株式の総数	900,000株（上限） （自己株式を除く発行済株式総数に対する割合 3.32%）
株式の取得価額の総額	1,700百万円（上限）
取得する期間	2026年5月14日から2026年11月30日まで
取得方法	東京証券取引所における市場買付

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

(イ) 子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(ロ) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法を採用しております。

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法を採用しております。

② 棚卸資産

製品、原材料、仕掛品及び貯蔵品の評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

評価方法は主として移動平均法を採用しております。

(2) 有形固定資産の減価償却の方法

(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

(3) 無形固定資産の減価償却の方法

(リース資産を除く)

定額法を採用しております。なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(4) リース資産の減価償却の方法

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する定額法によっております。

(5) 引当金の計上の方法

- ① **貸倒引当金** 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② **賞与引当金** 従業員賞与の支出に充てるため、実際支給額を予想して、その当事業年度負担額を計上しております。
- ③ **退職給付引当金** 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生した翌事業年度から費用処理することとしております。

(6) 重要な収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

鉄鋼関連事業	主原料の鉄スクラップを仕入れ、電気炉による厚板鉄鋼製品の製造、販売をしております。鉄鋼関連事業については、出荷時から製品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の期間であるため、出荷時点で収益を認識しております。取引の対価は、履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。
--------	---

(7) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る会計処理 退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。

2. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (6) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

製品	3,486百万円
原材料	1,483百万円
仕掛品	4,227百万円
貯蔵品	1,404百万円

当社は、収益性の低下により棚卸資産の期末における正味売却価額が帳簿価額を下回っている場合に、当該正味売却価額をもって貸借対照表価額とし、帳簿価額との差額を棚卸資産評価損として当期の費用に計上しております。また、営業循環過程から外れた滞留在庫について、合理的に算定された価額によることが困難な場合には、帳簿価額を期末日時点の再調達原価まで切り下げる方法により、収益性の低下の事実を適切に反映しております。

貸借対照表の製品、仕掛品は収益性の低下に基づく棚卸資産評価損384百万円を差し引いて計上しております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、見直しが必要となった場合、翌事業年度の計算書類において、製品、原材料、仕掛品及び貯蔵品の金額に重要な影響を与える可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務

関係会社に対する短期金銭債権	5,256百万円
関係会社に対する短期金銭債務	6,633百万円

(2) 固定資産の減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額	59,983百万円
賃貸不動産の減価償却累計額	1,314百万円

(3) 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

建物	4,094百万円
構築物	730百万円
機械及び装置	12,214百万円
土地	686百万円
計	<hr/> 17,725百万円

当事業年度末日において、担保に係る債務はありません。

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との間の取引

① 営業取引

(イ) 売上高	15,190百万円
(ロ) 仕入高	8,206百万円

② 営業取引以外の取引

(イ) 賃貸料収入	183百万円
(ロ) 資産購入高	446百万円
(ハ) その他	23百万円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

	当事業年度 期首株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
自己株式				
普通株式	917,716	—	9,038	908,678
計	917,716	—	9,038	908,678

(注) 普通株式の自己株式の株式数の減少9,038株は、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分によるものであります。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	10百万円
賞与引当金	74百万円
退職給付引当金	210百万円
減価償却超過額	58百万円
投資有価証券評価損	194百万円
その他	146百万円
繰延税金資産小計	695百万円
評価性引当額	△205百万円
繰延税金資産合計	490百万円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△827百万円
前払年金費用	△101百万円
繰延税金負債合計	△928百万円
繰延税金負債の純額	△438百万円

8. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (注2) (百万円)	科目	期末残高 (注2) (百万円)
子会社	シーケー商事(株)	名古屋市港区	100	商 事 業 務 (鉄 鋼 製 品、原 材 料、機 械 器 具 等 の 売 買)	直接100%	当社製品の販売及び当社原料資材の納入・事務所の賃貸・役員の兼任	鋼材等販売(注1)	15,176	売掛金	5,235
							原材料等購入(注1)	4,842	買掛金	533
							資金の借入(注2)	2,233	短期借入金	2,767
子会社	シーケーグリーンアド(株)	名古屋市港区	30	広告看板の企画制作、業務用厨房向グリスフィルターのレンタル	直接100%	事務所及び工場の賃貸・役員の兼任	資金の借入(注2)	1,030	短期借入金	1,081
子会社	シーケー物流(株)	愛知県半田市	30	運送・荷役業務、危険物倉庫事業	直接60%	倉庫の賃貸・役員の兼任	資金の借入(注2)	1,018	短期借入金	1,019

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。

(注2) 資金の借入に関わる利率については市場金利を勘案して合理的に決定しております。なお、キャッシュ・マネジメント・サービスを利用しており、取引金額については年間の平均残高を記載しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 2,526円20銭

(2) 1株当たり当期純利益 32円94銭

算定上の基礎は次のとおりであります。

当期純利益	892百万円
普通株主に帰属しない金額	一百万円
普通株式に係る当期純利益	892百万円
普通株式の期中平均株式数	27,088,541株

10. 重要な後発事象に関する注記

当社は、2026年5月12日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式を取得することを決議しました。

(1) 自己株式の取得を行う理由

当社は2026年2月3日、資本効率と企業価値の向上を図るため、余裕資本の一部を株主還元を活用することにより、2027年度末を目途に連結自己資本を700億円程度（2026年3月末連結自己資本749億円）まで引き下げる方針を決定いたしました。

この方針に基づき自己株式の取得を実施することで、株主価値の一層の向上を図るとともに、最適資本構成の実現を推進してまいります。

(2) 取得に係る事項の内容

取得する株式の種類	当社普通株式
取得する株式の総数	900,000株（上限） （自己株式を除く発行済株式総数に対する割合 3.32%）
株式の取得価額の総額	1,700百万円（上限）
取得する期間	2026年5月14日から2026年11月30日まで
取得方法	東京証券取引所における市場買付